

## 木の家ですくすく子育て応援（新築等）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する木の家ですくすく子育て応援（新築等）事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。）、木の家ですくすく子育て応援事業費補助金交付要綱（平成28年3月17日付け林第1155号）、木の家ですくすく子育て応援事業実施要領（平成28年3月17日付け林第1156号）及び木の家ですくすく子育て応援（新築等及び修繕等）事業実施要領に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

（補助金交付の目的等）

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

1 補助金交付の目的

住宅、子育て支援施設の新築や増改築、修繕等において、県産木材、石州瓦、左官仕上げ及び木製建具の利用促進を図り、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金交付の対象者と補助条件

（1）補助金交付の対象者

県内において住宅、子育て支援施設を新築・購入又は増改築を行う子育て世帯の施主及び子育て支援団体とする。

（2）補助条件

①年度末までに完了するもの（補助金申請後、検査完了まで）

②住宅にあっては、自ら居住するための一戸建て木造住宅（共同住宅を除く）

3 補助対象経費及び補助金の額

別表のとおり。

（補助金の申込み）

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、「新築又は増改築」にあっては着工日前までに、「購入」にあっては原則として購入（売買契約締結）後速やかに補助金申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を添えて木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込みの期日
（1）子育て世帯を確認するための書類（別紙の1に記入） 妊娠中の場合の書類（別紙の2に記入）	着工前までとする。
（2）UIターナーが加算補助に該当する場合の書類（別紙の3に記入）	
（3）三世代同居で加算補助に該当する場合の書類（別紙の4に記入） 三世代近居で加算補助に該当する場合の書類（別紙の5に記入）	
（4）子育て支援団体は施設の目的、管理責任者等が定められた規程等	
（5）建築確認済証又は建築工事届の写し	
（6）設計図（平面図）の写し	
（7）石州瓦加算をする場合、屋根伏図の写し（瓦を使用する屋根形状が分るもの）	
（8）左官仕上げ加算をする場合、寸法が記載され施工面積が確認できる立面図等及び施工箇所（番号を明記）が分かる図面。	
（9）木製建具加算をする場合には、建具の種類毎に面積が確認できる寸法が記載された建具図面及びその据え付け箇所（番号を明記）が確認できる図面。	
（10）売買契約書の写し（購入の場合）	

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、申込内容を審査し、その結果を申込者に通知（様式2、3）するものとする。

(補助金の利用辞退)

第4 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届(様式4)により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第5 第3の2項により採用通知(様式2)を受理した申込者は、「新築又は増改築」にあつては屋根工事完了後に、「購入」にあつては購入(売買契約締結)後、速やかに補助金交付申請書(様式5-1)に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

なお、「左官仕上げ」「木製建具」の補助金を申請する場合は、当該工事(建具の据付け)完了後、速やかに補助金交付申請書(様式5-2)に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

補助金交付申請書の受付期限は別に定める日とする。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 設計図面等の写し

ア 設計図(平面図)の写し。(申込書と内容が異なる場合は添付のこと)

イ 「左官仕上げ」の補助金を申請する場合には、寸法が記載され施工面積が確認できる立面図等及び施工箇所(番号を明記)が分かる図面。

ウ 「木製建具」の補助金を申請する場合には、建具の種類毎に面積が確認できるよう寸法が記載された建具図面及びその据え付け箇所(番号を明記)が確認できる図面。

(2) 県産木材使用証明書(様式9)

(3) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し

(4) 屋根伏図の写し(申込書と内容が異なる場合は添付のこと)

(5) 石州瓦使用証明書(様式10)

(6) 左官仕上げ活用証明書(様式11-1)

(7) 左官仕上げ実績報告書(様式11-2)

(8) 木製建具活用証明書(様式12-1)

(9) 木製建具実績報告書(様式12-2)

(10) 木製建具の納品書の写し

(11) 写真

・屋根工事完了時の全景1枚、内部1~2枚

・左官仕上げの補助金を申請する場合は、施工状況及び施工後の状況が分かるもの。(施行箇所番号を明記)

・木製建具の補助金を申請する場合は、補助対象住宅内での据え付け完了時のもの(補助対象建具全数・据え付け箇所番号を明記)。

(12) 子育て支援施設は内・外装材や構造材に県産木材(乾燥材)を使用した写真

(補助金の支払い)

第6 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は現地等において申請内容等を確認し、木材協会にその状況を報告(様式6)するものとする。

3 木材協会は、状況報告等に基づき適正と認めるときは、申請者へ交付決定を通知(様式7)するとともに、指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知(様式8)するものとする。

(県産木材使用証明書)

第7 木材協会会員は、申請者から当該住宅の建築等に製材・納材した県産木材について証明の依頼があったときは、県産木材使用証明書(様式9)により行うものとする。

(石州瓦の使用証明)

第8 申請者は、当該住宅の建築等に伴う石州瓦使用の証明が必要なときは、石州瓦使用証明書(様式10)の作成を屋根工事店等に依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた屋根工事店等は、次の関係書類を添えて石州瓦工業組合の証明を受けるものとする。

(1) 工事完成写真(屋根工事部分の工事前後の状況が確認できるもの)

(2) 石州瓦に係る納品書の写し（石州瓦メーカーが工務店等に交付したもの、又は屋根工事店が工務店等に交付したもの）

(3) 屋根伏図の写し（石州瓦を使用する屋根形状、石州瓦の使用面積が分かるもの）または、設計図（平面図）の写し

3 木材協会は、石州瓦工業組合が発行する石州瓦使用証明書（様式10）により内容を確認するものとする。

（関係者との協力・連携）

第9 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者（工務店等）、石州瓦工業組合と協力・連携を図るものとする。

（県産木材を使用した木造住宅の証明）

第10 木材協会は、当該補助金交付決定通知者から木の家ですくすく子育て応援（新築等）事業適合証明申請書（様式13）の提出があった場合は、その内容を確認し、適合証明書（様式14）を発行するものとする。

（その他）

第11 補助事業の実施に当たっては、申請者又は施工業者あるいは納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第12 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（木の家ですくすく子育て応援事業）

区分①		区分②		基本要件	県産木材使用 (基本要件)	補助金の額及び限度額				
子育て世帯		子育て支援団体				(A) 三世帯同居・近居 若しくは UIターンに該当	(B) 中山間地域等に所在	(C) 石州瓦使用	(D) 左官仕上げ	(E) 木製建具
子育て世帯	新築	県内に自ら居住するための住宅の新築	県産木材を構造材に50%以上使用するもの。	県産木材1㎡当たり2万円。ただし1戸当たり30万円を上限とする。	定額10万円	-	-	-	-	
										購入
	増改築	県内に自ら居住するための住宅の増改築	-	-	-	-				
							修繕・模様替え	県内に自ら居住するための住宅の修繕・模様替え	-	-
子育て支援団体	新築	子育て支援を行う施設の新築	県産木材を構造材に50%以上使用するもの。	県産木材1㎡当たり2万円。ただし1戸当たり30万円を上限とする。	-	-				
							購入	子育て支援を行う施設の購入	-	-
	増改築	子育て支援を行う施設の増改築	-	-	-	-				
							修繕・模様替え	子育て支援を行う施設の修繕・模様替え	-	-